

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	AGUS SALIM
送達する書類	令和8年度	
	町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 (1 件)	

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

ANDRI WIJATMIKO

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

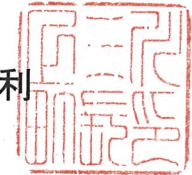
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	VU QUANG TRUNG
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。		

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

KARISA

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 (1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	NGUYEN THI THUY KIEU
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。		

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	SABAL TIMOTHY SABALLA
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	CINDY LUSIANA DEWI
-----------	--------	--------------------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	SUDARNO SUPARTA
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	
<p>(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。</p>		

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	TARNO
送達する書類	令和8年度	
	町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 (1 件)	

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。

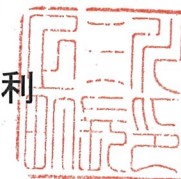


公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	TRAN VAN TUYEN
-----------	--------	----------------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	TRAN THI THU HA
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。		

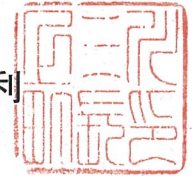


公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	TRAN THI LINH
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。		

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

DOAN THI MINH NU

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

NURLALIH

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

HERU VERDIAN SAGITA PUTRA

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者

氏名又は名称

HENDRO

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 (1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	MUHAMAD BUSTOMY AL PAYED
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の
送達があったものと見なされます。

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	MUHAMAD YASIN ALFADANI
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。		

公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	RAHMAT HIDAYAT
-----------	--------	----------------

送達する書類

令和8年度

町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書 (1 件)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。



公 示 送 達 書

上税第103号
令和8年6月16日

下記の書類は、当町役場税務課において保管してありますから、いつでも送達を受けるべき者に、これを交付することを
地方税法第20条の2の規定により公示いたします。

上三川町長 星野 光利



送達を受けるべき者	氏名又は名称	RAIHANDY FIRDAUS
送達する書類	令和8年度 町民税・県民税・森林環境税 税額決定・納税通知書（ 1 件）	
(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときから書類の送達があったものと見なされます。		